

令和4年9月1日

第2年次 保護者様

岐阜県立羽島北高等学校

校長 上田 和伸

修学旅行の実施に係る同意書の提出について（依頼）

初秋の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度修学旅行を下記並びに別紙の要領にて実施いたします。つきましては、別紙1「令和4年度修学旅行日程表（予定）」、別紙2「令和4年度修学旅行の実施にあたって」、別紙3「新型コロナウイルス感染症に関すること」、別紙4「修学旅行における加入保険内容および取消料の対応について」の内容に同意していただける場合は、以下の「令和4年度修学旅行参加同意書」にご署名ご捺印のうえ、9月5日（月）までに担任へのご提出をお願いいたします。

記

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 1 日 時 | 令和4年10月17日（月）～令和4年10月19日（水） |
| 2 研修先 | 関西方面 |
| 3 費 用 | 7万5000円前後（修学旅行積立金より支出します） |
| 4 日 程 | 別紙参照 |

----- キ リ ト リ 線 -----

令和4年度修学旅行参加同意書

岐阜県立羽島北高等学校
校長 上田 和伸 様

令和4年 月 日

別紙「令和4年度修学旅行日程表（予定）」、「令和4年度修学旅行の実施にあたって」、「新型コロナウイルス感染症に関すること」、「修学旅行における加入保険内容および取消料の対応について」の内容を確認し、令和4年度修学旅行に参加することに同意します。

2年____組____番 生徒氏名 _____

保護者氏名_____ 印

令和4年度修学旅行日程表（予定）

月 日	行 程
10/17 (月)	学校 == 岐阜羽島 IC == 草津 PA == 生田川 IC == 北野工房のまち 8:45 10:30 10:45 12:00 13:00 (クラフト体験) 神戸市内班別研修 ルミナス神戸2 — ホテル（泊） 13:10 18:45 19:15 ~ 20:55 21:10 (夕食)
10/18 (火)	ホテル == 京橋 IC == 姫路 JCT == 姫路城 == 西村屋白鷺館 == 8:30 10:00 12:15 12:30 13:30 (昼食) 姫路 JCT == 京橋 IC == 人と防災未来センター == ホテル（泊） 15:10 17:00 17:20 (施設見学、防災講話)
10/19 (水)	ホテル == ユニバーサルスタジオジャパン == 島屋 IC == 草津 PA == 8:00 8:35 16:00 17:30 17:45 岐阜羽島 IC == 岐阜羽島駅 == 学校 == 岐阜県庁 19:45 20:00 20:30

※宿泊は2日間とも神戸ポートピアホテルとなります。

(兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目10-1 TEL 078-302-1111)

※1日目のクラフト体験活動に関しては、後日連絡します。

神戸ポートピアホテル

〒650-0046

神戸市中央区港島中町6丁目10-1

TEL 078-302-1111 (代表)

FAX 078-302-6877

令和4年度修学旅行の実施にあたって

1 目 的 ①我が国の文化遺産や豊かな自然に広く接することにより、日常の学習活動の発展を図る。
 ②規律ある集団行動を通して、責任と協調の精神を養い、友情を深める。
 ③災害を考える機会となる場所を訪れ、安全の意義を考える。

2 実施期日 令和4年10月17日（月）～令和4年10月19日（水） [2泊3日]

3 行 先 関西方面

4 宿泊場所 神戸ポートピアホテル 兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目10-1
 TEL: 078-302-1111

5 引率者（10名）

団長 蒲 尚胤（教頭） 副団長 須田 勇人（年次主任）
 正担任 中田 真由美、汲田 大、竹内 均、鷺見 浩章、渡邊 憲、鈴木 祐子、岩田 英里
 副担任 竹尾 真希 *他に添乗員3名、写真業者1名同行、現地で看護師1名合流

6 集合解散 ①集合 10月17日（月） 8:15 学校（本校西側にバスが停車。バス内点呼）
 ②解散 10月19日（水） 20:00～ 岐阜羽島駅着
 →20:30～ 岐阜県庁着 学校着（予定）
 ※到着時間は目安です。当日は、お子様と直接連絡を取り合ってください。

7 旅行業者 株式会社JTB 岐阜支店 ☎ 058-264-7911

8 服装・携帯品について

初日・2日目は制服（冬服）、最終日は自由（私服可）とします。その際、華美・だらしない服装は控え、研修にふさわしいものを着用させてください。詳細は後日、生徒に配布する「修学旅行のしおり」を参照してください。

9 その他

- ①出発前の新型コロナウイルス感染状況等により、やむを得ず中止・延期となることがあります。中止となる場合は、旅行業者へ企画料の支払いが発生します。
- ②出発後に参加者の中で新型コロナウイルスの感染がかなり広まっていると考えられる場合は、やむを得ず旅行を中止とすることがあります。
- ③修学旅行中に安全に配慮した結果、追加の費用が発生した場合は、参加者全体で負担していただくこともあります。
- ④修学旅行に関して、健康状態や他の点で心配なことがありましたら、必ず事前に担任の先生にご相談ください。
 また、常備薬を持参させてください。
- ⑤現地で体調不良となった場合は、病院受診もしくは生徒が持参した薬で対応します。病院受診にかかる費用（医療費やタクシーフィー等）や治療するまでの滞在費用（宿泊費等）は自己負担となります。
- ⑥9月27日（火）以降に参加を取りやめる場合、旅行業者が定めたキャンセル料が発生します。
- ⑦出発に間に合わなかった場合は、各自で最寄り駅（JR神戸線 三ノ宮駅）へ行き、合流することとなります。その際にかかる費用は全額自己負担となります。
- ⑧旅行の継続が不可能となるような怪我及び疾病等が生じた場合は、保護者の方に現地へ迎えに来ていただくことがありますので、ご承知おきください。
- ⑨修学旅行に関する保険については、別紙4「修学旅行における加入保険内容および取消料の対応について」を参照ください。

新型コロナウイルス感染症に関すること

1. 基本的感染予防策の徹底について

基本的感染予防策を徹底するため、以下の点についてご家庭でもご指導ください。

- ・旅行中全行程において、食事・入浴・就寝の時間以外は、マスク着用を徹底。
- ・手指衛生（手指消毒・手洗い）の徹底。タオルやハンカチの共用は不可。
- ・可能な限り人との距離を確保し、大声を出さないように徹底。
- ・各自で体温計を持参し、起床時・就寝前の健康確認を徹底。
- ・飛沫の飛散が考えられるレクリエーション（カラオケ等）や大声での会話は禁止。
- ・飲食時は黙食を徹底。食器等の共有や回し食いは不可。
- ・トイレなど共用の場所を使用した際は、手指衛生（手指消毒・手洗い）を徹底。
- ・ホテルでは他の部屋との行き来は厳禁。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る参加者の状況と対応

修学旅行の実施にあたって、「参加者」及びその「同居家族等（参加者と一定の接触がある者）」に感染等の状況がある場合の当該参加者の参加可否は以下のとおりとなります。

①参加ができない場合

- ・本人が陽性となった場合。
- ・本人が濃厚接触者（自宅待機期間中）となった場合。
- ・本人及び同居家族等に発熱の症状がある場合。

②参加が可能な場合

- ・発熱の症状があるが、「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合。
- ・発熱の症状があるが、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」による場合。
- ・自宅待機2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合。

※途中参加が可能になった場合は、各自で最寄り駅（JR神戸線 三ノ宮駅等）へ行き、合流することとなります。なお、その際にかかる費用は全額自己負担となります

3. 旅行中における体調不良者等への対応について

①参加者に発熱等の症状がみられる場合

- ・当該参加者の活動を取り止め、医療機関を受診し、医師の指示に従い、静養させることになります。なお、PCR等ウイルス検査の受検対象となった場合は、②に従うことになります。
- ・症状がなくなった後の活動への参加については、医師の指示に従い判断することになります。
- ・対応が困難な場合は、保護者等に迎えに来てもらうことになります。諸事情により保護者等が迎えに来られなくなることも想定されますので、あらかじめ親類等にも参加者の迎えを依頼しておいてください。

②参加者がPCR等ウイルス検査の受検対象となった場合、濃厚接触者とされた場合及び感染が判明した場合

- ・保健所及び医師の指示のもと、速やかに当該参加者の別室待機・入院等の対応をすることになります。
- ・保護者等に迎えに来てもらうことになります。諸事情により保護者等が迎えに来られなくなることも想定されますので、あらかじめ親類等にも参加者の迎えを依頼しておいてください。
- ・濃厚接触者の特定等に協力してもらい、行動と共にした他の参加者の行動調査を行います。
- ・修学旅行中に参加者の感染が判明し、参加者間で感染が広がっていると判断される場合は、旅行全体を中止することもあります。

③参加者の同居家族等に発熱の症状等が発生した場合

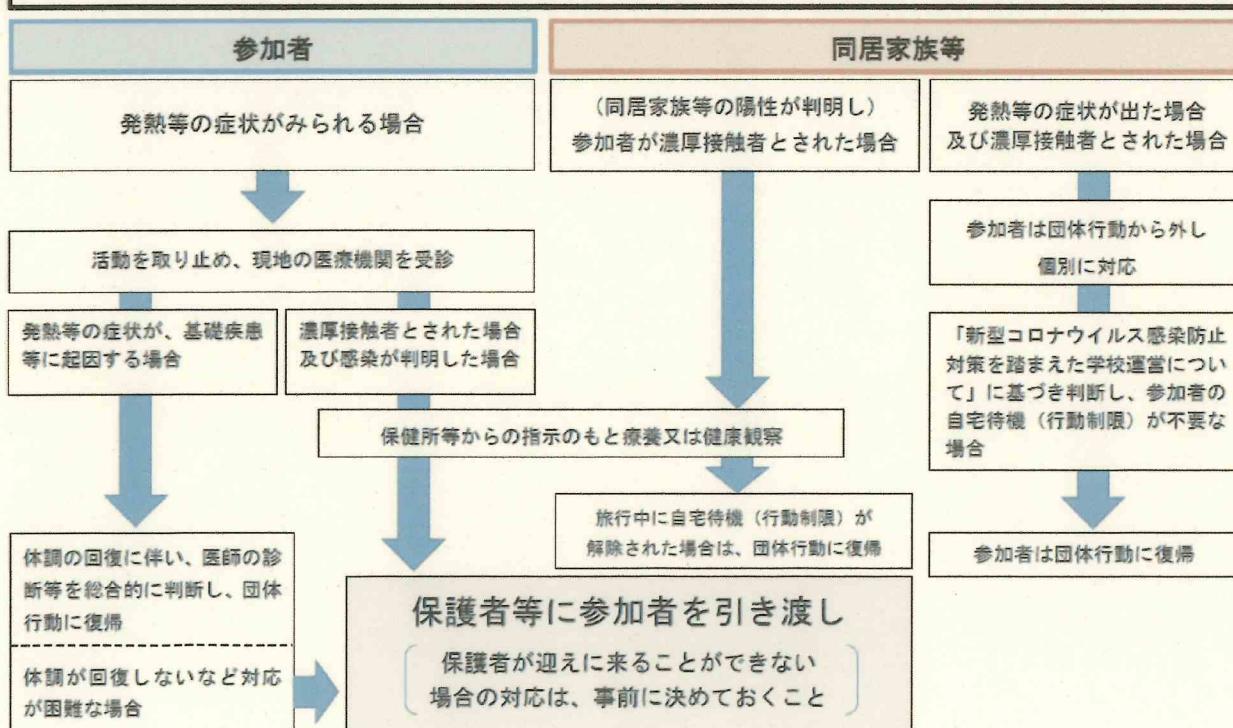
- ・同居家族等が発熱等の症状が出た場合、保健所等の指示に基づいてPCR等ウイルス検査を受検することになった場合及び濃厚接触者に認定された場合は、PCR等ウイルス検査の「陰性」が判明するまでは、当該参加者を団体行動から外し、個別に対応することになります。
- ・同居家族等が陽性となった場合は、当該参加者もPCR等ウイルス検査を受検する可能性が高いため、上記②に準じて対応することになります。

※同居家族等に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には医療機関の受診してください。

※修学旅行前は普段一緒に生活している家族以外と大人数での飲食をしないことや、不要不急の外出を控えることなど、できる限り感染リスクの高い行動をとらないよう、家族全員の協力をお願いいたします。

※修学旅行に関する保険では、濃厚接触者に対する補償がありません。各自、感染予防対策を徹底し、旅行中に濃厚接触者とならないようご家庭でもご指導ください。

修学旅行中における体調不良者等への対応フロー図



令和4年9月1日

岐阜県立羽島北高等学校
第2年次 保護者の皆様へ

株式会社JTB岐阜支店
営業課長:稻葉 純一
担当者:足立 考史

修学旅行における加入保険内容および取消料の対応について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、10月の修学旅行の加入保険内容および取消料につきまして、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 加入保険内容(旅行出発前~旅行終了後)について

【新型コロナウイルスキャンセル費用保険】旅行出発前の保険

保険期間:ご旅行出発13日前~ご旅行出発前日(13日間)

修学旅行参加者が上記保険期間内に新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断され、それを理由として、修学旅行不参加となった場合、旅行会社へ支払う旅行取消料を補償します。

【学校緊急対応費用／保険プランは学校補償条項】旅行中の保険

旅行参加者に万一のことがあった場合に、学校が負担する応対施設の借上費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。

【新型コロナウイルス感染症一時金特約付保険】旅行中と旅行終了後の保険

ご旅行中に新型コロナウイルスを発症した場合:発症したご本人に一時金3万円をお支払い。

旅行終了後14日以内に新型コロナウイルスを発症した場合:発症したご本人に一時金3万円をお支払い。

今回の加入予定保険は、濃厚接触者は原則対象外のためご注意下さい。

保険請求には審査がございます。ご了承下さい。

2. 取消料のご案内

取消時期によるキャンセル費用

- ①参加同意書にて不参加(キャンセル)の場合:無料
- ②参加同意書にて参加表明後のキャンセル:取消料発生(下記、一覧参照)

<取消料一覧>

旅行出発日の21日前まで(9/26まで)	企画料金の額	修学旅行中止の場合、企画料金必要
旅行出発日の8日前まで (10/9まで)	旅行代金の20%	
旅行出発日の2日前まで (10/15まで)	旅行代金の30%	
旅行出発日の前日まで (10/16まで)	旅行代金の40%	
旅行出発日の当日旅行開始前まで (10/17)	旅行代金の50%	
無連絡及び旅行開始後	旅行代金の100%	

保険に関するQ&A

【修学旅行出発前】

- Q 出発前に新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、参加できませんでした。この場合は保険の対象となりますか？
- A 医師の診断により陽性となった場合は、新型コロナウイルスキャンセル費用保険で補償されます。
- Q 出発前に新型コロナウイルス感染症の陽性者の濃厚接触者となり、参加できませんでした。この場合は保険の対象となりますか？
- A 旅行参加予定者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、その濃厚接触者となつたために参加できなかった場合は、新型コロナウイルスキャンセル費用保険で補償されます。ただし、同居家族が陽性者となり、その濃厚接触者になつたために参加できなかつた場合は補償されません。

【修学旅行期間中】

- Q 修学旅行出発前に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となつてゐたが、出発後に自宅待機が解除されたので、公共交通機関等を利用して現地合流しました。この場合は保険の対象となりますか？
- A 補償の対象となりません。保護者の方が自家用車等で送つてこられる場合も同様となります。
- Q 修学旅行中に発熱したため、途中離脱することになりました。この場合は保険の対象となりますか？
- A 病院や保健所に行き、新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合は、新型コロナウイルス感染症一時金特約保険で一時金3万円が支給されます。陰性と診断された場合は補償の対象とはなりません。なお、抗原検査等の簡易検査キットによる判定だけでは、補償の対象となりません。
- Q 修学旅行中に発熱した参加者の濃厚接触者となつたため、途中離脱等することになりました。この場合は保険の対象となりますか？
- A 濃厚接触者のままで補償の対象となりません。発熱した参加者が新型コロナウイルス感染症の陽性と診断され、濃厚接触者として離脱した参加者も病院や保健所に行き、新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合は、新型コロナウイルス感染症一時金特約保険で一時金3万円が支給されます。陰性と診断された場合は補償の対象とはなりません。なお、抗原検査等の簡易検査キットによる判定だけでは、補償の対象となりません。旅行前の保険とは異なるのでご注意ください。

【修学旅行終了後】

- Q 修学旅行後に新型コロナウイルス感染症の陽性となりました。この場合は保険の対象となりますか？
- A 修学旅行後14日以内に医師の診断および保健所の判定で新型コロナウイルス感染症の陽性となつた場合は感染者本人に対してのみ、修学旅行後新型コロナウイルス感染症一時金特約保険で、一時金3万円が支給されます。ただし、抗原検査等の簡易検査キットによる判定だけでは補償の対象となりません。
- Q 修学旅行後に新型コロナウイルス感染症の陽性となつた参加者の濃厚接触者であることがわかりました。この場合は保険の対象となりますか？
- A 補償の対象となりません。

※保険請求には審査がございます。ご了承下さい。

2年次生保護者様

岐阜県立羽島北高等学校長

修学旅行事前健康調査について

この調査は、修学旅行前の健康状態を把握し、安全かつ安心して実施できるよう健康管理に役立てるものです。

下記の各項目について、有無を○で囲み、該当する項目については内容を記入の上、9月5日（月）までに担任へ提出してください。

2年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

項目	有無	内 容
1. 現在、治療（検査）中の病気や持病がありますか。	ある・ない	病名（ ） 症状〔 〕 医療機関名（ ）
2. 常時服用している薬がありますか。（花粉症を除く）	ある・ない	病名（ ） 薬品名（ ）
3. 喘息を起こしたことがありますか。	ある・ない	①しばらくない → () 才からない ②季節の変わり目や体調を崩したときにある ③現在も時々ある ④その他 () 対処法 → 吸入薬・内服薬・その他 ()
4. 乗り物に酔いやすいですか。	はい・いいえ	※酔いやすい人は、ご家庭で薬を用意してください。
5. 生理痛がひどいですか。	はい・いいえ	旅行中に → なる・ならない・わからない ※生理痛がひどい人は、ご家庭で薬を用意してください。
6. 健康面で配慮してほしいことや相談したいことがある場合は、その内容を書いてください。		()

*アレルギーについては、7月7日付にて先行調査を行いました。

この問診票はアレルギー以外のことをご記入ください。